

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 中小企業者の方を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者の方が、
「①茂原市中小企業融資制度」「②千葉県中小企業振興資金融資制度」
を利用した場合、次の支援が受けられます。

①茂原市中小企業融資制度

対象者：茂原市中小企業融資制度の要件の他、次の条件に該当する者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、
「最近3ヵ月間の売上」又は「今後3ヵ月間の売上見込」が令和元年
12月以前の直近同期と比較して、**5%以上減少**していること
- ・令和2年3月23日から令和2年9月1日(※)までの間に融資申請した者
※セーフティネット4号認定の指定期間延長に伴い、申請期間を延長しました。

資金使途：運転資金、設備資金

支援内容：①**信用保証料の助成**

千葉県信用保証協会に支払う信用保証料を100%助成
(上限 50万円、1事業者1年度に1回限り)

②**利子補給**

支払利子の100% (借入日から1年以内) を補給。
2年以降後、基準補給率で補給。

お申込み方法：茂原市中小企業融資制度取扱金融機関を介して申請
※信用保証料助成は、市融資実行日より90日以内に申請

融資を申込みの際に、「新型コロナウイルス感染症関連該当届」が必要となります。

その他：・金融機関及び千葉県信用保証協会による所定の審査があります。
・市税の滞納がある場合は支援を受けられません。

【お問い合わせ先】

茂原市役所 経済環境部 商工観光課

電話 0475-20-1528 (受付時間 9:00~17:00)

メール shinkou@city.mobara.chiba.jp

千葉県制度に対する助成に
ついては裏面をご覧ください。

対象者：千葉県中小企業振興資金融資制度の要件の他、次の条件に該当する者

- ・セーフティネット4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けている。
- ・市内事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいる者、個人にあっては市内に主たる事業所を有する者又は市内に1年以上住所を有している者

資金使途：運転資金・設備資金（新型コロナウイルス感染症の影響による）

支援内容：①**信用保証料の助成**

千葉県信用保証協会に支払う信用保証料を100%助成
（上限 50万円、1事業者1年度に1回限り）

お申込み方法：

■助成金の申込について

上記資金による融資を受けて信用保証料を支払った方は、申請書類を添えて、茂原市商工観光課に融資実行日より90日以内に申請してください。申請書類は市ウェブサイトで確認してください。

■セーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定について
茂原市商工観光課で認定を行っております。

■融資の申込について

千葉県中小企業振興資金融資制度取扱金融機関で申込となります。

その他：
・金融機関及び千葉県信用保証協会による所定の審査があります。
・上記制度の融資をすでに受けている方も対象となる場合があります。
・セーフティネット5号の対象期間は4号の対象期間に準じます。
・市税の滞納がある場合は支援を受けられません。

【セーフティネット認定・信用保証料の助成に関するお問い合わせ先】

茂原市役所 経済環境部 商工観光課

電話 0475-20-1528 (受付時間 9:00~17:00)

メール shinkou@city.mobara.chiba.jp

【千葉県中小企業振興資金融資制度の内容に関するお問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 経営支援課

電話 043-223-2707 (受付時間 9:00~17:00)